

バーゼル条約に基づくPIC手続等作業効率化調査検討事業



【令和6年度補正予算（案） 46百万円】

バーゼル条約に基づく事前通告・同意回答（PIC）手続等の迅速化対策としてデジタル化等を検討します。

1. 事業目的

- ① 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）の国内実施・体制整備
- ② バーゼル条約実施に係る国内施策の改善と国際的な議論への対応
- ③ バーゼル条約に基づく輸出入案件の管理と不適正輸出の防止

2. 事業内容

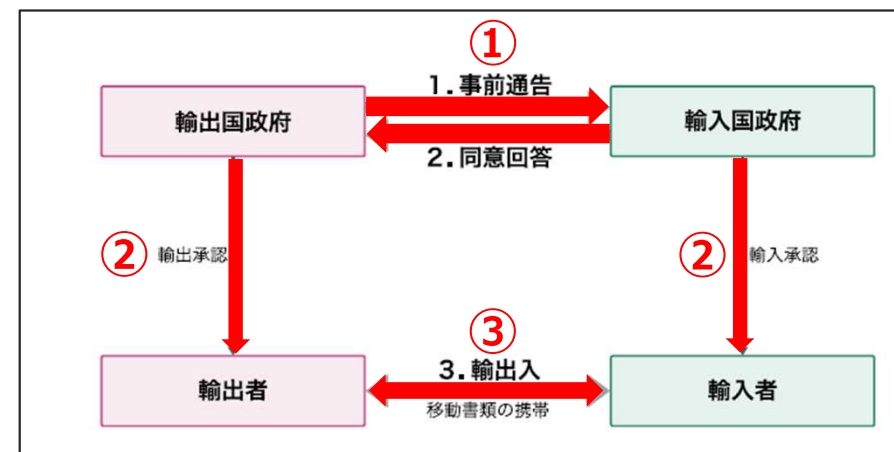
- バーゼル条約において締約国の義務となっているPIC手続について、他国は既にデジタル化が進んでおり、条約の交渉会議においてもPIC手続のデジタル化を実施すべきとして議論が進んでいるところである。
- 国内外の事業者からも申請手続の迅速化は要望されているところ、本事業ではPIC手続に係る諸作業の見直しを行い、改善方法を検討する。
- 特に、2025年1月1日から発効する電気及び電子機器廃棄物（e-waste）に係るバーゼル条約附属書改正により、申請の増加が見込まれているところ、相手国や事業者とのやり取りのデジタル化等を検討し、作業の効率化を図る。
- また、デジタル化等により事業者ごとの案件を適切に管理するとともに、事業者等の情報を蓄積・分析することで、不適正輸出の防止にも活用する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

【バーゼル条約に基づくPIC手続】



- ① 輸出入国政府間における事前通告・同意回答手続
- ② 輸出入者と輸出入国政府間における申請から承認までの手続
- ③ 輸出入が実施される際の移動書類の携帯等の手続について、デジタル化等の迅速化対策を検討する。